

## 【機密性 2】

(R2. 9. 15 木更津支部刑事係)

日直事務担当者 各位

### 援助私選弁護人から被疑者国選弁護人への切替手続について（メモ）

勾留前援助制度（※）を利用して受任していた援助私選弁護人が勾留状発付後、引き続き弁護人として活動を希望する場合、被疑者国選弁護人選任への切替手続（以下、単に「切替手続」という。）を速やかに行う必要があります。

切替手続は、書面の提出先等において留意する点が多く、被疑者国選弁護人の選任は迅速処理が求められる性質であることに鑑み、以下のとおり事務処理上留意すべき点を整理しましたので、事務処理の参考にしてください。

#### ※ 勾留前援助制度

弁護士会において、貧困その他の理由から自らのお金で弁護人を選任することが困難な身柄拘束を受けた被疑者について弁護人選任にかかる費用を立て替える制度である。被疑者国選弁護人の選任を行うことができない逮捕段階からその制度適用が認められている。

#### 1 切替手続の流れ

被疑者国選弁護人が選任されるまでの事務処理の流れは以下のとおりである。

- ① 被疑者が一定の資力要件を満たす場合、弁護人選任届（私選）を添付して、弁護士が勾留前援助制度の利用を弁護士会に申し出る。→弁護士会の審査等を経て、弁護人が援助私選弁護人となる。
- ② 勾留請求→勾留状発付（発付時点では、被疑者に弁護人がいるため、被疑者国選弁護人の選任請求はできない。）
- ③ 援助私選弁護人が検察庁又は警察署に対し、辞任届を提出する。→弁護人がいない状態となる。
- ④ 被疑者が弁護士を通じて、国選弁護人選任請求書及び辞任届（検察庁等の受付印が押捺されたもの）の写しを裁判所に提出し、弁護士は法テラスに自身を被疑者国選弁護人候補者として指名するよう依頼する要望書を提出する。
- ⑤ 裁判所から法テラスに国選弁護人候補指名通知依頼書をFAX送信し、法テラスから当該弁護士の国選弁護人候補指名通知書を受領する（以下、通

## 【機密性 2】

常の選任手続と同様)。

### 2 具体的な処理方法

#### (1) 勾留請求受付時

勾留請求事件記録に弁護人選任届（「援助」と記載あり）が編綴されていることを確認する。

#### (2) 勾留状発付後

弁護士から当該事件に関する国選弁護人選任請求書等を提出したい旨の申出があった場合には、提出予定日及び提出先等を確認する（なお、提出先によって事務処理方法が異なることに留意する。）。

##### ア 当庁日直への持参提出を希望する場合

当日の当番裁判官に上記申出内容を連絡する。なお、当番裁判官が在庁していない場合には、地裁庶務課長又は刑事係主任書記官に連絡する<sup>12</sup>。

##### (ア) 必要書類

日直に来庁した弁護士等から以下の書類を受領する。

a 国選弁護人選任請求書・資力申告書（勾留前援助→被疑者国選）

【別紙 1】※ 被疑者及び弁護士の署名押印（指印）があるもの

b 辞任届（勾留前援助）写し【別紙 2】

※ 検察庁又は警察署の受理印が押捺されているもの

##### (イ) 確認事項

弁護士に対して、法テラスへの国選弁護人選任に関する要望書（切替希望である旨）を提出したかどうかを確認する。

##### (ウ) 事件簿登載等

日直マニュアル5頁「3. 1 国選弁護人選任請求書・資力申告書の受付 (2) 事件簿登載等」参照

##### (エ) 要件審査

国選チェック表の1ないし4について審査を行う。チェック表に記載を終えたら裁判官の決裁に付し、チェック表の裁判官印欄に押印を受ける。

##### (オ) 被疑者国選選任事件の処理

<sup>1</sup> 当庁での処理が難しい場合には、当庁で書類一式を受領した上で、本庁の日直に書類一式をFAX送信することになるので、本庁日直への連絡が必要となる（本庁日直は木更津簡裁裁判官名義で国選弁護人選任手続を行う。）。

<sup>2</sup> 弁護士が地裁本庁での提出でも差し支えない旨を申し述べた場合（事務所が地裁本庁の近隣等）にはイと同様に対応することも考えられる。

## 【機密性 2】

日直マニュアル20頁「6. 2 被疑者国選選任事件の処理」参照。

ただし、国選弁護人候補者指名通知依頼書の連絡事項欄の「□ 援助私選弁護人から国選弁護人への切替」欄に必要事項を入力する。

イ 本庁日直への持参提出を希望する場合

(ア) 上記ア(ア)の必要書類が揃っていることを弁護士に確認する。

(イ) 本庁日直に以下の内容を電話で連絡し、以後の事務処理は本庁において行う。

a 当庁で勾留状を発付した事件につき、援助私選弁護人であった弁護士が国選弁護人選任請求書等を本庁に提出したい旨を申し述べていること  
b 到着予定日時

なお、この場合は国選弁護人選任請求書等の立件作業を本庁日直において行うため、千葉地裁又は千葉簡裁裁判官名義で国選弁護人選任手続がなされる。

### 【参考情報】

当日勾留した事件以外に関する国選弁護人選任請求書等を提出したい旨の申出があった場合には、

当庁で係属事件の該当がある場合には、上記 2(2)以下の作業を行う。

## 国選弁護人選任請求書・資力申告書

- 千葉地方裁判所 \_\_\_\_\_ 支部 御中  
 \_\_\_\_\_ 簡易裁判所 御中

※ 該当する箇所の□印を■に塗りつぶし、必要事項を記入して作成してください。

1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないの  
で、国選弁護人の選任を請求します。

なお、国選弁護人制度に関する説明は理解しました。

事件番号 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_号  
事件名 \_\_\_\_\_

2 理由 \_\_\_\_\_

※ (2)の□印を■に塗りつぶした場合で、千葉県弁護士会から通知書を受け取っているとき  
は、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため  
 (2) 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出  
て、紹介された弁護士を私選弁護人として、選任することができなかつたため  
 (3) その他の理由（具体的に書いてください。）

3 資力申告

私の次の資産の合計額（資力という。）と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

（注意） 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の  
過料に処せられることがあります。

内訳	現金	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	金融機関に対する預貯金	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	社内預金等	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	金融機関の自己宛小切手	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)
	郵便為替	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約	円)

合計 約 円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者（船員の場合は船舶所有者）に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
 フリガナ  
 被疑者・被告人 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生)

※ 以下は、弁護士記入欄

## 被疑者国選弁護人への切替え

当職は、上記事件について、当番弁護士として派遣され、勾留前援助制度を利用して私選弁護人となつた者です。今般、勾留請求を受け、上記被疑者より、上記のとおり国選弁護人選任請求の回答を受けており、当職は、上記被疑事件につき、国選弁護人として受任する意思があります。また、国選弁護人選任に関する要望書は、日本司法支援センター千葉地方事務所に提出いたします。

- 添付書類  不受任通知書 ※ 資力が50万円以上の場合。被告人国選で必要的弁護事件の場合を除く  
 辞任届

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

千葉県弁護士会所属 弁護士 \_\_\_\_\_ 印

(裏面)

## 〔国選弁護人制度に関する説明〕

- 1 被疑者・被告人は、自分で弁護人を選任することができます。  
もし、貧困その他の理由によって弁護人を選任することができないときは、その事由を示して、（被疑者段階については刑事訴訟法第37条の2に規定する事件の被疑者に限り）裁判所に国選弁護人の選任を請求することができます。
- 2 国選弁護人の費用は、被告人が有罪の判決を受けたときは、原則として（被疑者段階の国選弁護人の費用も含めて）被告人の負担となります（刑事訴訟法181条1項本文）。  
ただし、被告人が費用の負担を命じられた場合でも、納付する資力がないときは、裁判が確定した後20日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対して、書面で、訴訟費用負担の裁判の執行免除の申立をすることができます（刑事訴訟法第500条）。
- 3 また被疑者が起訴されなかった場合、被疑者国選弁護人の費用は、検察官の請求を受けて、裁判所が被疑者に負担を命じることができます（刑事訴訟法第187条の2）。  
ただし、この決定に対しては不服申立ができます。

(勾留前援助→被疑者国選、弁護人持参用

【別紙2】

※辞任届を提出する際は、必ず写しを持参して受理印をもらい、その写しを  
国選弁護人選任請求書・資力申告書とともに裁判所に提出するようにして下さい。

## 辞任届

(勾留前援助)

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

下記被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員 殿

弁護士 \_\_\_\_\_ 印

被疑者名 \_\_\_\_\_

事件名 \_\_\_\_\_

当職は、上記事件について、当番弁護士として派遣され、「勾留前援助制度」を利用して受任した者ですが、本件は被疑者国選弁護人制度対象事件であるため、弁護人を辞任致します。

以上

### 【刑事係注釈】

現在は全件被疑者国選弁護人対象事件となっていますが、本書式は弁護士が作成したものであり、改訂版を保有しておりません。イメージとして御参照ください。

(別紙3) 被疑者氏名の中に外字が含まれていた場合には、その文字に○印をつけて  
備考欄に外字の使用の有・無及びその文字を大きく記載してください。

## 被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表

起訴( ) 送付

記入方法:各項目の□の内容についてチェックしたら、担当者が認印をすること。

令和 年 月 日

フリガナ

令和 年(る)第 号

被疑者

通訳言語

木更津簡易裁判所

チェック項目・内容	認印	備考
1 請求は勾留請求以後か ① <input type="checkbox"/> 勾留請求時に請求あり ② <input type="checkbox"/> 勾留状発付後の請求(勾留前援助切替の場合)		被疑者氏名 外字使用 有・無
2 被疑者から国選弁護人選任請求書・資力申告書が提出されているかどうか ① <input type="checkbox"/> 提出あり、記載事項点検済み ② <input type="checkbox"/> 上訴申立等記録簿記載(木更津簡裁 令和 年(記)第 号) ③ <input type="checkbox"/> 添付資料(④□資力のある場合不在・不受任通知書)		
3 資力審査等 ① <input type="checkbox"/> 現金・預貯金等資力が50万円未満 ② <input type="checkbox"/> 現金・預貯金等資力が50万円以上 ③ <input type="checkbox"/> 私選弁護人選任申出なし ④ <input type="checkbox"/> 国選請求撤回 ⑤ <input type="checkbox"/> 国選請求撤回せず ⑥ <input type="checkbox"/> 私選弁護人選任申出あり ⑦ <input type="checkbox"/> 不在・不受任通知あり ⑧ <input type="checkbox"/> 不在・不受任通知なし		
4 私選弁護人が選任されていないか □ 選任されていない □ 選任されている		チェック表 1~3につき 内容確認 裁判官印 印
5 私選弁護人選任申出の取り次ぎ(裁判官の面前で申し出た場合) □ 取り次ぎ済み ① <input type="checkbox"/> 留守電(休日) ② <input type="checkbox"/> FAXで送信		
6 司法支援センター千葉地方事務所へ国選弁護人候補者指名通知依頼 ① <input type="checkbox"/> 発付した勾留状の写しを作成する ② <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日依頼送信済み ③ <input type="checkbox"/> 午後5時時点でのセンターの対応確認 <input type="checkbox"/> 即日処理 <input type="checkbox"/> 翌日処理 (翌日処理の場合 <input type="checkbox"/> 当庁処理 <input type="checkbox"/> 本庁処理→12へ)		
7 司法支援センターからの指名通知 □ 指名通知受信(弁護士名) <input type="checkbox"/> 一括契約・スタッフの場合(2号)		
8 国選弁護人選任書作成等 □ 選任書作成・決裁		
9 国選弁護人選任書を弁護人に送付 □ 受領のための来庁依頼(近隣の弁護士の場合) → <input type="checkbox"/> 交付 □ 郵便で発送(請書同封)(非近隣の弁護士の場合) → <input type="checkbox"/> 請書受領		
10 国選弁護人選任通知 ① <input type="checkbox"/> 被疑者(留置施設) ( <input type="checkbox"/> 送信結果確認済) ② <input type="checkbox"/> 檢察官 ( <input type="checkbox"/> 即日処理 <input type="checkbox"/> 翌日通知のため引継) ③ <input type="checkbox"/> センター千葉地方事務所( <input type="checkbox"/> 送信結果確認済)		
11 被疑者国選弁護人選任却下命令の場合 ① <input type="checkbox"/> 却下命令作成・決裁 ② <input type="checkbox"/> 却下命令副本を被疑者に送達 ③ <input type="checkbox"/> FAXで送信(即日送達できない場合)		
12 本庁処理の場合 ① <input type="checkbox"/> センター千葉地方事務所へ連絡 ② <input type="checkbox"/> 本庁へ連絡( <input type="checkbox"/> 宿直事務室 <input type="checkbox"/> 地裁訟廷) ③ <input type="checkbox"/> FAX送信( <input type="checkbox"/> 宿直事務室 <input type="checkbox"/> 地裁訟廷)		
13 以下は、国選弁護人選任に至らない場合に記入する(上記11の選任命令却下を除く)	認印	備考
□ ア 勾留請求なし → チェック表・国選請求書を刑事係に引き継ぐ		ア 選任請求と して受付しない 裁判官印
□ イ 勾留質問時に撤回 → チェック表・国選請求書を刑事係に引き継ぐ		
□ ウ 勾留請求却下 □ (ア) 檢察官からの準抗告申立なし → チェック表・国選請求書・■のコピー等を □ (イ) 檢察官からの準抗告申立棄却 刑事係に引き継ぐ □ (ウ) 檢察官からの準抗告申立認容・勾留状発付 → 上記6以降の事務を行う		